



平成22年4月16日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延
(TEL. 06-6683-3101)

株式会社大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成21年10月2日付で提出いたしました「改善報告書」に関し、「有価証券上場規程」第14条の3第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日（平成22年4月16日）付にて、添付のとおり、株式会社大阪証券取引所に提出いたしましたので、お知らせいたします。

【添付書類】

「改善状況報告書」

以 上

改善状況報告書

平成22年4月16日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 米田 道生 殿

シンワオックス株式会社
代表取締役社長 佐藤 勝弘



当社は、平成21年10月2日付で提出いたしました「改善報告書」に関し、「有価証券上場規程」第14条の3第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出いたします。

1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成21年7月29日付「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」において、入金予定の金銭（当社が売却した店舗の売却代金）の一部に関して、前代表者の横領の可能性のある旨の開示をいたしました。

本件に関して、外部調査委員会を設置し調査をいたしましたが、既に6月の段階で当社の取締役が上記の事象を認識していたことが判明いたしました。しかしながら、「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」として公表したのが、7月29日でありました。

上記に関し、株式会社大阪証券取引所より、大幅に遅延した開示であったこと、および当社の取締役が本件に関する同取引所の照会に対して正確な説明を行っていなかったことに対し、当社の適時開示体制の重大な不備に起因するものであり、また、その体制について改善の必要性が高いものと認められました。

この件につきまして、株式会社大阪証券取引所より平成21年9月15日に「改善報告書」の提出を求められたため、平成21年10月2日付で、その経緯および改善措置を記載した「改善報告書」を提出いたしました。

2. 適時開示体制に不備を生じた理由

平成21年9月11日付「外部調査委員会最終報告書」のとおり、平成21年6月1日に当社の前代表取締役（以下「A氏」という。）が独断でW信用組合に当社の預金口座を開設し、同日、当社が売却した店舗（事業譲渡）の売却代金3億円が当該口座に入金されると、その内2億3,000万円を独断で手形依頼返却のために支出したことが判明いたしました。これに関し、当時の財務の統括責任者（以下「C氏」という。）が当該の事象について取締役会に報告し、平成21年7月29日付の「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」における公表まで、開示が遅延いたしました。

また、C氏が大阪証券取引所の照会に対して、概要の説明に留めており、正確な説明を行っていなかったことが、調査が進む過程で明らかになりました。

当該事象における詳細の経緯につきましては、以下のとおりであります。

（1）外部調査委員会により認定された事実の経過について

①約束手形が振り出された経緯について

ア 平成21年4月8日、A氏は、当日出張中であった財務の総括責任者であるC氏に対し、振出人欄のみ

記名の上届出印を押捺し、他の部分は白地とした約束手形用紙を渡すように要求した。その理由は、当社の債権者である株式会社ロ社（以下「ロ社」という。）と翌4月9日に債務の支払猶予の交渉をするためにその手形を見せる必要があると言うものであり、これに対しC氏は、拒否したが、A氏は強引に自分に白地の約束手形を渡すようC氏に命じたため、C氏は、社長命令である以上従わざるを得ないと考えて承諾し、当社従業員D氏（以下「D氏」という。）に、A氏に対して白地の約束手形を渡すように指示した。

イ C氏は、白地の本件約束手形を作成するよう指示した当日の夜、A氏に対して、同手形を振出交付しないように念を押す内容のメールを送った。

その後、C氏はA氏が本社に出社したときなどに白地の本件約束手形の返還を求めたが、A氏はまだ交渉のために必要だと言って返還せず、自分がそれを持っていると言っていた。

ウ 平成21年5月19日の取締役会が終わった後に、C氏が、A氏に対し、白地の本件約束手形がどこにあるのか聞いたところ、A氏は前言を翻して、イ社に渡したと答えた。A氏によるとその理由は、当社にはイ社に対する2億3,000万円の簿外債務がありその弁済のために渡したということであった。支払期日は同年5月末日であるとのことであった。

C氏は、このA氏の話のすぐ信用できず、なおA氏がこの約束手形を持っていると思っていた。なぜなら、この約束手形が交換に回れば間違いなく不渡りになるということを、A氏も十分承知しているはずであったからである。

ところで、C氏は、当社にはA氏が言う2億3,000万円の簿外債務などなく、A氏個人のイ社に対する債務であると考えていたが、万一A氏が本当にこの約束手形をイ社に渡していれば大変なことになると思い、A氏に対して、イ社からこの約束手形を返してもらうように言った。しかし、これに対してA氏は何も答えなかった。

その後同年6月1日になって、A氏が、白地の本件約束手形につき、手形金額を2億3,000万円とし、振出日を同年4月8日、支払日を同年6月1日、受取人を「(株)ハ社」(訂正後「イ社」)と記載して白地部分を補充した上振り出していたことが判明した。

そして、当社が売却した店舗（事業譲渡）の売却代金3億円の中からA氏が2億3,000万円を出金してイ社に支払い、イ社が本件約束手形の依頼返却をかけて、結果的に当社に返還された。

②C氏が上記本件約束手形の件につき取締役会および会計監査人に報告しなかったことについて

C氏は、本件約束手形がA氏に渡されたことおよびA氏がそれを当社に返還しないことを取締役会および会計監査人に報告しなければならないという認識を有していたが、本件約束手形を取り戻すことを優先して全力をあげることにした。なぜなら、A氏によると支払期日が5月末日ということなので、本件約束手形をそれまでに取り戻せなければ、手形が不渡りとなるのであり、そうならしまえば、そもそも後発事象として報告の上、株主総会を開くということの大前提を欠くことになってしまうからであった。

③A氏によるイ社からの2億3,000万円の借入について

ア 当社は、平成20年5月15日にニ社との間で資金調達に関するアドバイザー契約を締結し、16億0030万円を第三者割当増資する方法で資金調達することとし、その手数料として2億7300万円を前払いしていた。しかし、ニ社は6億9940万円の資金調達しかできなかったため、当社は前払い手数料のうち資金調達不足分に相当する1億3312万円の返還について、ニ社に対して、平成20年6月21日付けの催告書を送付して請求していた。ニ社からは、同月23日付けの「ご回答書」をもって、1億3312万円を返還をすべきものと考えとし、早急に日程を確定して再度返答するとの回答を得ていたが、未

だ支払いがなされていない状況であった。

その中で当社は、平成 20 年度の決算を担当していた会計監査人からこの返還金について質問を受け、平成 20 年度の決算の後発事象としての説明が不十分として、有価証券報告書に添付する監査報告書にも署名できないと迫られていた。

万一会計監査人からの監査意見をもらえないときは、株主総会も開けず、上場廃止となることは明らかであった。ニ社をアドバイザーと呼んで来たのはA氏であり、A氏は当社に手数料を前払いさせたことにつき責任を感じていた。

またこれとは別に、A氏は、D氏に命じて、平成 20 年 6 月 6 日、1 億円を株式会社ホ社（以下「ホ社」という。）に振込送金させた（この送金の理由については 2 項で後述するとおり不明であるが、当社の帳簿では仮払金として処理されている。）。

A氏は、平成 20 年 6 月 25 日ころ、ニ社に関する会計監査人（平成 19 年度の会計監査を担当していた監査法人）からの追及を理由に、上記 1 億 3312 万円を調達しようとし、さらに、ホ社に送金させた 1 億円について会計監査人から追及されることを避けるために同額を調達しようとし、イ社の代表取締役 E 氏（以下「E 氏」という。）に対して、当社が借りると伝え、イ社からその取引会社であるハ社を紹介して 2 億 3,000 万円を借り入れた。

なお、E氏はA氏から、「ファンドに増資の手続を依頼したが上手くいかず、増資が半分にとどまったため、ファンドに支払った手数料のうち 2 億 3,000 万円が会社に返還されなければならないが未だに返還されない。2 億 3,000 万円が戻ってこなければ監査証明を出せないと会計監査人から言われた。そうすると上場廃止になってしまう。」と説明して、当社の資金繰りのために 2 億 3,000 万円の借入れを申し入れられたとしているが、上記のとおりニ社から返還されるべき金額は 1 億 3312 万円であり、A氏のE氏に対する説明には虚偽がある。

イ その後、平成 20 年 6 月 25 日、振込銀行をW信用組合とし、振込名をニ社とする 1 億 3,000 万円が当社のX銀行口座に入金された。さらに、A氏は、C氏に対して、312 万円を現金で手渡した。A氏の説明によると、この振込分と手渡した現金は、ニ社からの返還金分であるとのことであった。C氏はA氏の話信用し、その旨帳簿に記載している。

さらに、同日、同じく振込銀行をW信用組合とし、振込名をホ社とする 1 億円が当社のY銀行口座に入金された。当社としては、その内容は不明であるが仮払金が返還されたものとして帳簿上処理されている。

ウ 上記アのとおり、イ社はA氏に求められて、ハ社を介して 2 億 3,000 万円を支出したが、イ社が 2 億 3,000 万円を振り込んだハ社の口座はW信用組合にあった。そして、ハ社の同口座に振り込まれた 2 億 3,000 万円は、全額一旦現金で出金され、平成 20 年 6 月 25 日に、W信用組合から、ニ社およびホ社という異なる会社名で、当社のX銀行口座およびY銀行口座に振り込まれた。つまり、上記イの合計 2 億 3,000 万円の当社に対する銀行振込入金原資は、A氏がイ社からハ社を介して借り入れた 2 億 3,000 万円であった。

イ社としては、A氏からの依頼であることから、2 億 3,000 万円は当然当社に対する貸付と認識している。これに対して、当社にはイ社との間の金銭消費貸借契約書もなく、取締役会に報告も一切なされていないし、当社の銀行口座への入金の摘要においてもイ社の名前は一切出てきていないため、当社にはイ社から 2 億 3,000 万円を借り入れたという認識はない。

エ A氏は、平成 20 年 6 月 25 日ころ、E氏に対し上記 2 億 3,000 万円について 1 週間で返済すると約束

したが、履行できなかった。その後、E氏はA氏に対し、再三にわたり上記2億3,000万円の返済を求めた。

平成21年4月に至っても、A氏はイ社に対して上記2億3,000万円を返済できずにいた。そこで、A氏は、上記2億3,000万円の支払いのために、白地の本件約束手形につき、手形金額を2億3,000万円とし、振出日を同年4月8日、支払日を同年6月1日、受取人を「ハ社訂正後イ社」と記載して白地部分を補充した上、イ社に振り出した。

④A氏による2億3,000万円の出金および手形決済資金としての使用

ア W信用組合の当社名義口座へ3億円の入金について

当社は、平成21年4月30日に、株式会社へ社（以下「へ社」という。）との間において締結した事業譲渡契約（当社が経営していた飲食店12店舗の営業権および店舗資産の譲渡）により、へ社に対して、事業譲渡の対価として3億円の事業譲渡代金請求債権を取得した。

ただし、3億円の支払いについては、店舗の賃借権の譲渡に関する賃貸人の承諾が全店舗につき得られたときとされていた。

ところが、まだ賃借権の譲渡が全て完了していないにもかかわらず、同年5月29日ころ、A氏が事業譲渡の相手方であるへ社およびそのスポンサーである株式会社ト社のF氏に頼み込んで、同年6月1日に3億円を支払ってもらえるようにした。

さらに、A氏は、社用印章について銀行印は2個と定める当社の印章管理規程第4条2号に違反して、自ら当社の3個目の銀行印を新たに作成し、W信用組合に当社の口座を開設して、へ社から3億円を振込入金させた。もちろん、A氏はこのことを事前にも事後にも取締役会に報告していなかった。

イ A氏による2億3,000万円の出金および約束手形の依頼返却について

同年6月1日、A氏により、へ社との間で上記事業譲渡代金の決済が行われ、へ社からW信用組合の当社名義の新設口座へ3億円の入金があったが、A氏により同日中にその内2億3,000万円の出金が行われた。

A氏は、この出金した2億3,000万円を、本件約束手形振出の原因となった2億3,000万円の借入金債務に対する弁済としてイ社に支払った。このとき、本件約束手形については、イ社のE氏が、A氏から依頼を受け、依頼返却をかけていた。その後、同日午前中に、C氏はZ銀行から、本件約束手形の依頼返却があった旨の連絡を受けた。

ウ 本年6月1日、C氏が、A氏が2億3,000万円を出金した事実を知った経緯

平成21年6月1日、A氏からC氏へ電話があり、C氏はA氏にホテル日航大阪へと呼び出された。同日午後2時ころ、C氏は同ホテルへ出向き、同ホテル2階の喫茶店でA氏と面談した。

その際、C氏は、席に着くや否や、A氏から当社名義のW信用組合の通帳と、その銀行印を渡された。C氏が同通帳の内容を見ると、同通帳は平成21年6月1日に作成されたもので、同日付で3億円が入金されており、摘要欄に「店舗売却費」と記載されていた。そして、さらに同日付で、3億円のうち2億3,000万円が出金されており、摘要欄に「手形依頼返却」と記載されていた。

C氏は同通帳の存在をこのとき初めて知ったが、3億円の入金の摘要として「店舗売却費」とあることから、この3億円はへ社への事業譲渡の代金としてへ社から振り込まれたものであると直ちに理解した。

すると、A氏は、C氏が質問するまでもなく、2億3,000万円の出金について「使ってしまったので、俺の処分は任せる。」との発言をし、「印鑑を1日で作らせて、通帳も作った。」と付け加え説明した。

同日の午前中に、Z銀行から約束手形の依頼返却があったとの連絡を受けていたC氏は、A氏との間の上記やり取りにより、同年4月8日にA氏に渡された白地手形が既に振出交付されて取立に回されていたこと、A氏がへ社から当社に支払われた事業譲渡代金3億円のうち2億3,000万円を使って上記手形の依頼返却手続を行ったことを認識した。

A氏は白地手形を振り出していないと信じていたC氏は、手形を回収するために事業譲渡代金の一部が使われたという事実には驚き、呆然とした。

そして、C氏が今後の対応について尋ねると、A氏は「自分がファンドマネージャーとして運用を任されている海外資金から入金がある。入れば会社に返済する。」と答えた。

エ C氏が、A氏が2億3,000万円を使い込んだ事実を取締役会および会計監査人に伝えなかったことについて

上記ウ記載のとおり、C氏は、A氏から、海外資金を利用して2億3,000万円を当社へ返済するとの説明を受けていた。また、A氏から、「6月10日には返済する。6月10日に返済できなくとも、6月20日には返済する。」との説明を受けていた。

さらに、C氏は、6月20日経過後も、A氏は2億3,000万円の資金調達のために東京や香港へ出張していると報告を受けていたし、A氏から入金の準備をするよう指示を受けて、当社の従業員であるD氏、B氏を銀行に待機させるといった事実もあった。ここ数年、A氏は会社の資金調達を一手に引き受けており、増資においても16億円を実現し、2007年、2008年に各々4億円、2億円の融資を取り付け資金調達を実現した経緯があった。

そのため、C氏は、それらの実績からA氏が2億3,000万円を当社に返済するものと信じ、取締役会や会計監査人に報告をしなかった。

平成21年7月15日、留守電に「香港の資金が今日動くので香港に調整に行ってくる」という連絡があった。

ところが、同年7月17日ころから、A氏と連絡が取れなくなったため、C氏は、資金調達は事実上不可能であると判断し、A氏による2億3,000万円の使い込みについて、同年7月28日に取締役会および会計監査人に対して報告し、翌日29日の開示に至った。

(2) 大阪証券取引所からの照会に対する対応について

平成21年7月28日にC氏は、取締役会および会計監査人に対して、今般の一連の事象を報告し、それに伴う開示をするにあたり、翌日29日に大阪証券取引所に出向き、説明を行っております。

また、8月3日にも追加質問に答えるため、同取引所に出向き説明をしておりますが、いずれも入金予定の金銭（当社が売却した店舗の売却代金）の一部に関して、A氏による横領の可能性が確認されたこと等の概要のみを伝え、6月1日からその事実を知っていたことについては、言及をしておらず、正確な説明がなされたとは言い難い状況でありました。

なお、C氏におきましては、当該の事実が判明した平成21年7月28日以降、業務停止および謹慎をしており、当該の調査に係るヒアリングを受ける等以外の業務はしておりませんでした。また、C氏は、8月25日に辞任届けを受理されております。

3. 原因

(1) 開示遅延の要因

上記のとおり、C氏は、平成21年6月1日の時点において、当該の横領の疑いについて認識していたにも関わらず、取締役会および監査法人に対する報告および7月29日の開示に至るまで、A氏およびC氏以外の取締役をはじめ従業員に対し、公表をしていなかったため、当人らによる開示の行為がない以上、実質的に開示不能という状況でありました。

また、当該の金銭について、A氏が海外から調達する資金により返還するとの明言があり、また、これまでも実質的に経営を主導してきた代表取締役であるA氏が、交渉力にも秀でており、資金調達を一手に引き受け、また、過去においても成功事例があったため、信頼をしていたということが背景にありました。しかしながら、平成21年7月17日以降、A氏と連絡が取れなくなったため（現在も音信不通の状態であります。）、C氏は、資金調達は、事実上不能であると判断し、報告に至ったものであります。

上記のとおり、当該の金銭について返還の見込みがあり、また、A氏を信頼する土壌ができていたことは否めませんが、取締役としての規範意識が欠如していたことおよび重要案件に関する取締役会への報告体制の不備が開示の遅延を招いた最大の要因であると認識しております。

また、当該事象を引き起こした背景として、代表取締役および取締役の職務執行に対する監視、抑制が不足していたこと、および内部通報制度やリスク管理体制、監査体制が機能不全であったことも大きな問題であったと認識しております。

(2) 正確な説明がなされなかった要因

C氏は、平成21年7月29日における開示の当日および8月3日に大阪証券取引所に出向き、今般の一連の説明を行っております。その際、平成21年6月1日に当該事象を認識した経緯の詳細については、言及しておりませんでした。

これは、この時点においては、不明確な点も多く、その後調査が進み、すべての経緯が明らかになった上で公表をすべきであるとの認識であったため、開示した内容の補足説明に留めたものと推測されます。

4. 再発防止に向けた改善措置

上記、3に記載の要因に対する再発防止に向けた改善措置として、「改善報告書」に記載した事項は、以下のとおりです。

(1) 組織体制および企業風土の刷新

今後におきましては、経営者自身が経営における様々なリスクを強く自覚、認識するとともに、社内において適時開示を徹底することを積極的に評価する企業風土、倫理感を醸成することが肝要であるという認識のもと、それを実現するため、監査法人と取締役とのミーティングを四半期ごとに実施し、また、適時開示の重要性の認識向上に向けた外部の専門家による役員研修を実施することとしておりました。

(2) 社内規程の改定および役員、従業員への周知

今後におきましては、手形、小切手や銀行印等の重要な財産が濫用されたり、代表取締役の独断の命令でそれらが濫用されないよう、決裁権限基準の見直しを図り（「職務権限規程」を改定）、意思決定プロセスにおける取締役会での協議をより重視する体制に移行することとしておりました。

また、「取締役会規程」の改定により、借入額等の資金調達における上限を設け、取締役独自の判断により可能となる資金調達の範囲を限定する他、上記に伴い、「印章管理規程」、「資金運用規程」を改定するこ

としておりました。

さらに手形、小切手等の重要な財産の管理状況について、四半期ごとの確認を毎月の確認事項として制度化するなど、管理体制の強化に努めることとしておりました。

(3) コンプライアンス体制の充実およびリスク管理委員会の活用

①コンプライアンス体制の充実

現状、当社の役員または社員が重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに報告できるシステム（「内部通報制度」）が構築されており、取締役会が必要と認める場合に適切な措置を実施できる体制ではありますが、それを再度周知し、活用がなされるよう啓蒙することとしておりました。

②リスク管理委員会の活用

リスク管理委員会において、「リスク管理規程」の整備、運用状況の確認を行なうとともに、役職員に対する研修等を企画実行することにより、リスク管理（リスクの把握とその軽減化）の何たるかを周知徹底するものであり、その現状について、四半期毎に取締役会に報告することとしておりました。

(4) 監査体制の強化

監査法人、監査役会、内部監査室の三者間において、密接な連携および情報共有が不可欠であるため、課題の認識とその解決を図るため、積極的な情報交換を行うほか、四半期ごとに検討会議を開催し、また、適正な内部監査をなすべく内部監査の業務を担当する従業員の研修、教育を行うなどし、内部監査室による内部監査機能の向上を図ることとしておりました。

(5) 適時開示体制の強化

様々な事案に関しまして、各取締役が掌握している情報を共有し、検討段階のものも含め、取締役会において適時開示の必要性について検討し、その判断に関して、適宜、証券取引所に問い合わせ、相談を行い、最善の方法にて開示を行うよう心がけることとしておりました。

5. 改善措置の実施・運用状況

(1) 組織体制および企業風土の刷新

当該事象の再発を防止するため、組織を見直し、内部統制および管理監督体制を強化、充実させることが有効かつ実効性のある改善措置であると考えており、すでに前代表（A氏）および当時の財務の総括責任者（C氏）は辞任しており、平成 21 年 7 月 28 日付で新代表、8 月 25 日付で新管理本部本部長が就任し、現状、刷新された組織において運営がなされております。

また、経営者自身が経営における様々なリスクを強く自覚、認識するとともに、社内において適時開示を徹底することを積極的に評価する企業風土、倫理感を醸成することが肝要であるとの認識のもと、それを実現するため、監査法人与取締役とのミーティングを四半期ごとに実施しております。当該のミーティングにつきましては、平成 21 年 10 月 29 日と平成 22 年 2 月 3 日に実施しております。

他、適時開示の重要性の認識向上に向けた外部の専門家による役員研修に関しては、平成 21 年 11 月から 3 回実施しております。内容等につきましては、以下のとおりであります。

(1回目)

開催日 : 平成21年11月18日
内容 : 適時開示、法定開示の重要性およびリスク管理について
講師・主催者 : 当社経営企画室
参加者 : 取締役、各部部長、内部監査室、および監査役

(2回目)

開催日 : 平成22年1月20日
内容 : 会社法と金融商品取引法の概要
講師・主催者 : 顧問弁護士
参加者 : 取締役、各部部長、監査役、内部監査室、および監査役

(3回目)

開催日 : 平成22年2月23日
内容 : インサイダー取引の規制について
講師・主催者 : 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 コンプライアンス部
参加者 : 各部部長、内部監査室

(2) 社内規程の改定および役員、従業員への周知

当該事象の発生において、経営上重要な事項が代表取締役の独断で行え得る環境にあったことが要因の一つではありますが、これを是正するため、手形、小切手や銀行印等の重要な財産が濫用されたり、代表取締役の独断の命令でそれらが濫用されないよう、決裁権限基準の見直しを図り、意思決定プロセスにおける取締役会での協議をより重視する体制に移行しております。

上記に関し、以下の4規程(①「職務権限規程」、②「取締役会規程」、③「印章管理規程」、④「資金運用規程」)を改定いたしました。

まず、銀行預金口座の新規開設・解除および上記重要な財産の発行等に関し、社長決裁であったものを取締役付議事項に変更いたしました(①「職務権限規程」の改定)。これにより、代表取締役の専横を防止し、代表取締役および業務執行役員の業務が取締役会における決定の枠内で執行され、これを取締役会、監査役会が監視するという体制を構築しております。

次に、当該事象において、A氏の独走を許した背景には、他の役員および従業員のA氏による資金調達に対する過剰な信頼があったのも事実であり、これが、取締役、監査役、従業員のA氏に対する監視を弱めた要因でもあるため、借入等の資金調達における上限を設け、1千万円以上の借入等の資金調達を行なう際、取締役会決議を要するとし(②「取締役会規程」の改定)、取締役独自の判断により可能となる資金調達の範囲を限定することで、再発の防止をしております。

また、上記に伴い、③「印章管理規程」、④「資金運用規程」を改定いたしました。

なお、上記記載の規程に関しましては、すべて平成21年10月14日付で改定されており、現状、改定後の規程により運用がなされております。

また、手形、小切手等の重要な財産の管理状況について、毎月の現預金の照合および手形、小切手帳の確認などを実査監査事項として義務付け、制度化することで、管理体制の強化に努めております。

(3) コンプライアンス体制の充実およびリスク管理委員会の活用

①コンプライアンス体制の充実

当社におきましては、既にコンプライアンス委員会を設置しており、「コンプライアンス規程」の制定をはじめ、行動指針（ハンドブック）の配布、研修等を実施してまいりました。

また、当社の役員または社員が重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに報告できるシステム（「内部通報制度」）が構築されており、取締役会が必要と認める場合に適切な措置を実施できる体制でありましたが、新たに、通報処理体制および当事者の責務等について定めた「内部通報規程」を制定（平成21年11月18日開催の取締役会において承認）したほか、平成22年2月には、「内部通報制度早分り表」を作成し公表するなど、同制度の活用について周知徹底を図り、より円滑に運用がなされるよう取り組んでおります。

②リスク管理委員会の活用

当社は、全社的なリスクを統括的に把握、管理し、想定されるリスクの軽減化のために何を採り得るかを検討するため、リスク管理委員会を設置しております。

当委員会は、役職員に対して、上記、5.（1）に記載の研修を企画実行し、リスク管理（リスクの把握とその軽減化）の何たるかを周知徹底する機会を設けました。

具体的には、平成21年11月18日開催の研修において、当社における経営リスクについての明示を行い、その中で重要度の高いものをピックアップし、各部内において周知いたしました。また、その後の研修において、会社法と金融商品取引法における適時開示に関わる内容およびインサイダー規制に関する理解を深めるなど、主に法務リスクにおける認識を深めました。

また、上記を踏まえ、平成22年3月期第4四半期におけるリスク管理の評価および平成23年3月期におけるリスク管理のあり方等について、平成22年4月14日開催の取締役会において報告いたしました。

(4) 監査体制の強化

監査法人、監査役会、内部監査室の三者間において、密接な連携および情報共有が不可欠であるとの認識のもと、課題の認識とその解決を図るため、検討会議を開催いたしました。当該の会議につきましては、平成21年10月28日、同年12月4日、平成22年1月22日、同年4月5日に開催しております。

また、今後、当社の業務執行が適法、適正になされるためには、内部監査室による内部監査の充実が不可欠であるとの認識のもと、内部監査室に従事する人員を平成21年12月15日付で、1名から2名に増員し、監査体制の強化を図っております。また、内部監査室による内部監査機能の向上を目的とし、平成21年11月27日に日本内部監査協会主催の外部研修（「内部統制の意義と経営監査の役割」他をテーマとした講義を受講）に参加いたしました。

他、内部監査室による調査結果の報告体制を整備することが肝要であるとの認識のもと、決裁および押印申請過程において、その内容を監査できる体制にし、適宜監査の精度向上を図るなど、内部監査の実効性を確保できる体制を強化しております。

(5) 適時開示体制の強化

様々な事案に関しまして、各取締役が掌握している情報を共有し、検討段階のものも含め、取締役会において適時開示の必要性について検討する体制を構築しております。その判断に関して、適宜、証券取引所に問い合わせ、相談を行い、最善の方法にて開示を行うよう心がけており、また、必要に応じて、外部の専門

家を活用し、第三者の見地を参考にするなど、会社情報の適時、適切な開示を積極的に推進しております。

具体的には、検討段階の案件について、出来る限り証券取引所に出向き、事前相談等を行なうようにしております。

上記に関する昨今の事例といたしましては、平成22年3月26日付「新設分割による分社化に関するお知らせ」の公表に際しまして、有識者（弁護士）と数回に渡り同所に出向き、事前相談をした他、開示ドラフト資料の確認等を経て、開示に至っております。

6. 改善措置に対する当社の評価と今後の取り組みについて

当社は、以上のとおり、「改善報告書」に記載した改善措置の取り組みについては、当初の予定に沿って実施し、再発防止に向け取り組んできたものと認識しております。

今後におきましても、当社役員、従業員およびグループ会社が一丸となって、適時開示の重要性とその認識を向上させ、引き続き改善措置を着実に実行し、定着化させることで、今後、同様のことが二度を発生しないよう経営管理体制の更なる充実に向け、取り組んでまいります。

この度は、当社の経営管理体制および開示体制の脆弱さにより、株主様をはじめ、投資家の皆様に対しまして、多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省するとともに、今後も継続して、改善措置を講じることで信頼回復できるよう取り組んでまいり所存であります。

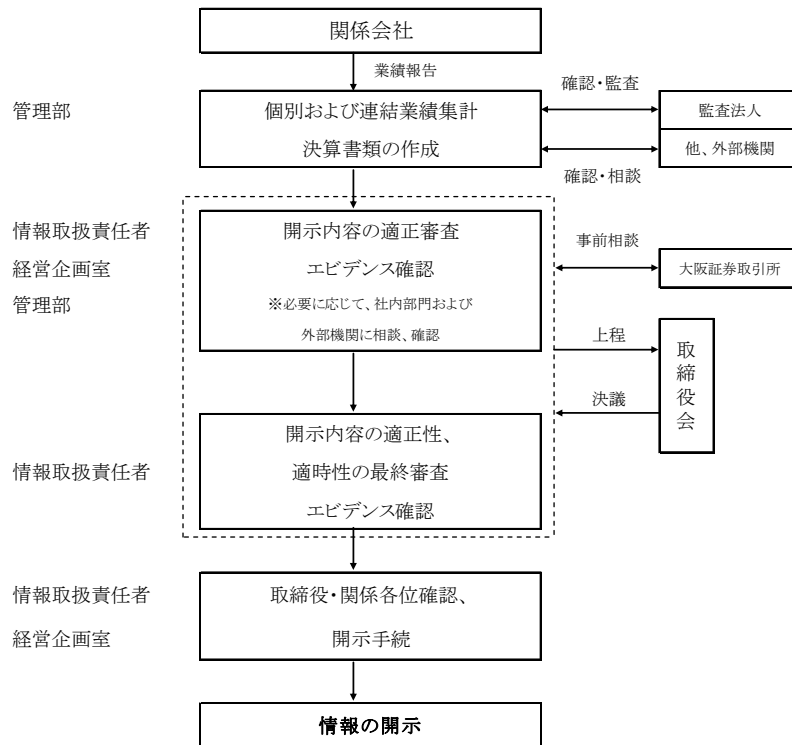
今後におきましても、引き続き、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

以 上

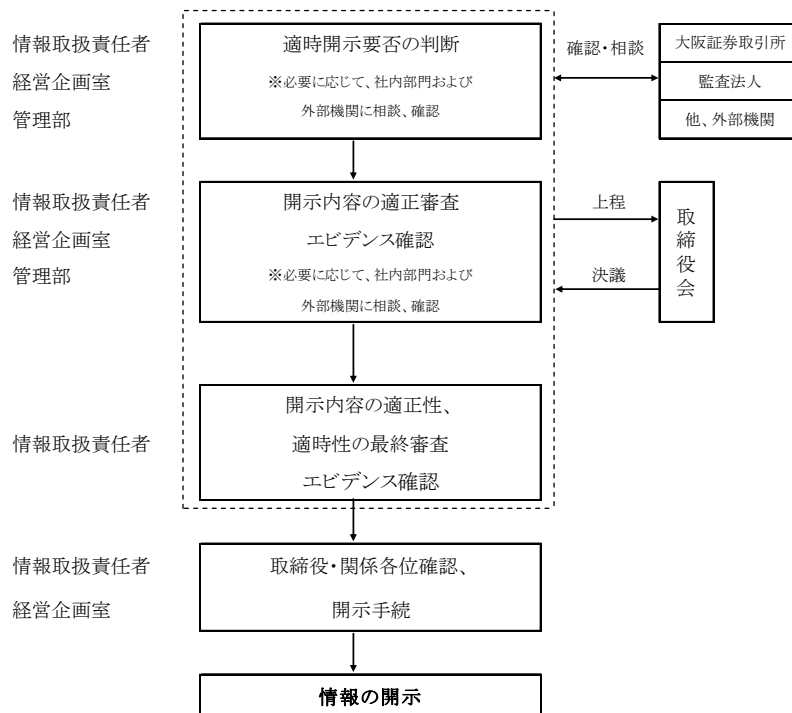
〈添付資料〉

適時開示に係る体制概要図（平成22年4月1日時点）

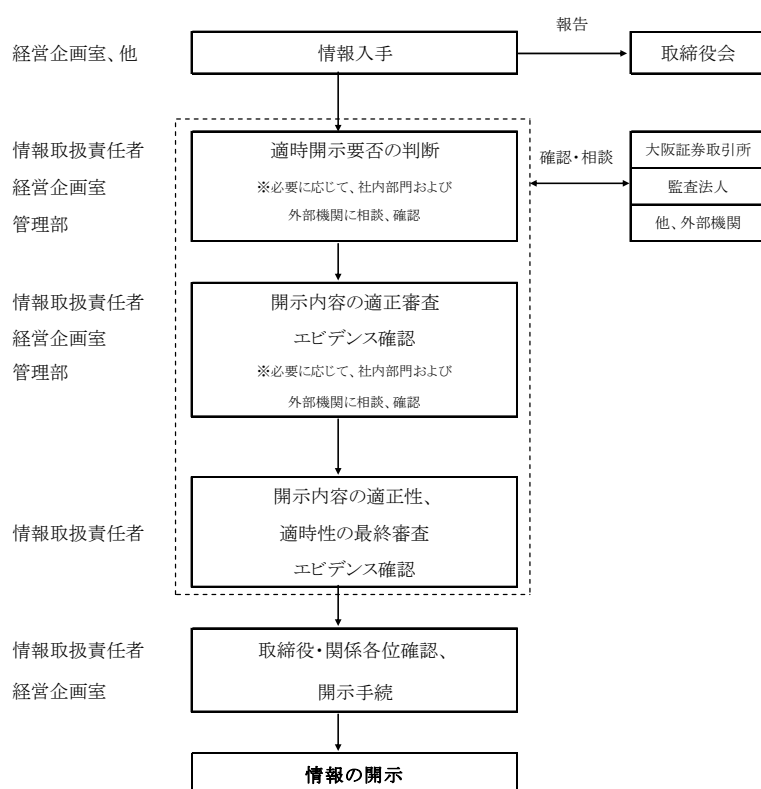
（１） 決算、業績等に関する情報



（２） 決定事実に関する情報



(3) 発生事実に関する情報



(4) 子会社における決定事実および発生事実

